





る者については、税法に属する科目のうち地方税に関するもの。

七 官公署における地方税に関する事務のうち前号に規定する事務以外の事務に従事した期間が通算して十五年以上になる者については、税法に属する科目のうち地方税に関するもの。

八 第六号に規定する事務に従事した期間が通算して十五年以上になる者については、税法に属する科目。

九 第七号に規定する事務に従事した期間が通算して二十年以上になる者については、税法に属する科目。

十 次に掲げる者で、官公署における国税若しくは地方税に関する事務を管理し、若しくは監督することを職務とする職又は国税若しくは地方税に関する高度の知識若しくは経験を必要とする事務を処理することを職務とする職として財務省令で定めるものに在職した期間が通算して五年以上になるもののうち、国税審議会の指定した研修（財務省令で定める要件を満たす研修のうち、国税審議会が税理士試験の試験科目のうち会計学に属する科目について前条第一項に規定する成績を得た者が有する学識と同程度のものを習得することができるものと認めて指定したもの）を修了した者については、会計学に属する科目。

イ 第四号から第六号までに規定する事務に従事した期間が通算して二十三年以上になる者

ロ 第七号に規定する事務に従事した期間が通算して二十八年以上になる者

ハ イに規定する期間を通算した年数の三分の一の二十八に相当する年数とロに規定する期間を通算した年数とを合計した年数が二十八年以上になる者

前項第一号又は第四号から第九号までに規定する職又は事務のうち、試験の免除科目を同じくする職又は事務の二以上に従事した者に対しては、それぞれ当該職又は事務についてこれらに規定する年数を十年とする割合により年数を換算してこれらの職又は事務の二以上に従事した期間を通算した場合に、その期間が十年以上になるときは、その申請により、税理士試験において当該科目の試験を免除する。この場合において、第二号又は第八号若しくは第九号

に規定する職又は事務に従事した者については、当該職又は事務に従事した期間を税法に属する科目のうち国税に関するもの又は地方税に関するもののいずれかを免除する他の事務に従事した期間に通算することができるものとす。

九 第七号に規定する事務に従事した期間が通算して二十年以上になる者については、税法に属する科目。

（受験手数料等）

**第九条** 税理士試験を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の受験手数料を納付しなければならない。

2 第七条第二項又は第三項の規定による認定を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の認定手数料を納付しなければならない。（受験手数料等）

**第十条** 国税審議会は、不正の手段によつて税理士試験を受け、又は受けようとした者に対するは、その試験を停止し、又は合格の決定を取り消すことができる。

2 国税審議会は、第七条第二項若しくは第三項の規定による認定又は第八条第一項各号の規定による免除を決定した後、当該認定又は免除を受けた者が虚偽又は不正の事実に基づいてその認定又は免除を受けた者であることが判明したときは、その認定又は免除を取り消すことができる。

3 国税審議会は、第一項の規定による登録を受けた事項に変更を生じたときは、遅滞なく変更の登録を申請しなければならない。（登録の申請）

**第二十一条** 税理士は、第十八条の規定により登録を受けた事項に変更を生じたときは、遅滞なく変更の登録を申請しなければならない。（登録の申請）

3 日本税理士会連合会は、財務省令で定めるところにより、第一項の税理士名簿を電磁的記録をもつて作成することができる。

2 税理士名簿の登録は、日本税理士会連合会が行う。（税理士名簿）

**第二十二条** 税理士は、第一項の規定による登録を受けた者には、同条に規定する事項その他の財務省令で定める事項を記載した登録申請書を、第三条第一項各号のいずれかに該当する者であることを証する書面を添付の上、財務省令で定める税理士会を経由して、日本税理士会連合会に提出しなければならない。

2 前項の規定による登録申請書には、その副本三通を添付するものとし、同項の税理士会は、当該申請書を受理したときは、遅滞なく当該副本一通ずつを当該申請者の住所地の所轄税務署長並びに当該住所地を管轄する市町村（特別区を含む。以下同じ。）及び都道府県の長に送付するものとする。（登録に関する決定）

2 試験科目のうち一部の科目について政令で定める基準以上の成績を得た者には、その基準以上の成績を得た科目を通知する。（試験の細目）

**第十三条** この法律に定めるもののはか、税理士試験（第八条第一項第十号の規定による指定を含む。）の執行に関する細目については、財務省令で定める。

に規定する職又は事務に従事した者については、当該職又は事務に従事した期間を税法に属する科目のうち国税に関するもの又は地方税に関するもののいずれかを免除する他の事務に従事した期間に通算することができるものとす。

九 第七号に規定する事務に従事した期間が通算して二十年以上になる者については、税法に属する科目。

（受験手数料等）

**第九条** 税理士試験を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の受験手数料を納付しなければならない。

2 第七条第二項又は第三項の規定による認定を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の認定手数料を納付しなければならない。（受験手数料等）

**第十条** 国税審議会は、不正の手段によつて税理士試験を受け、又は受けようとした者に対するは、その試験を停止し、又は合格の決定を取り消すことができる。

2 国税審議会は、第七条第二項若しくは第三項の規定による認定又は第八条第一項各号の規定による免除を決定した後、当該認定又は免除を受けた者が虚偽又は不正の事実に基づいてその認定又は免除を受けた者であることが判明したときは、その認定又は免除を取り消すことができる。

3 国税審議会は、第一項の規定による登録を受けた事項に変更を生じたときは、遅滞なく変更の登録を申請しなければならない。（登録の申請）

**第二十一条** 税理士は、第十八条の規定による登録を受けた事項に変更を生じたときは、遅滞なく変更の登録を申請しなければならない。（登録の申請）

3 日本税理士会連合会は、財務省令で定めるところにより、第一項の税理士名簿を電磁的記録をもつて作成することができる。

2 税理士名簿の登録は、日本税理士会連合会が行う。（税理士名簿）

3 日本税理士会連合会は、第一項の規定により税理士名簿に登録したときは、当該申請者に税理士証票を交付し、同項の規定により登録を拒否するときは、その理由を付記した書面によりその旨を当該申請者に通知しなければならない。

4 日本税理士会連合会は、第一項の規定により登録を拒否する場合において、当該申請者が税理士となる資格又は第二十四条各号に規定する旨を当該申請者に通知しなければならない。

（国等と日本税理士会連合会との間の通知）

**第二十二条** 税務署署長並びに市町村及び都道府県の長は、第二十一条第一項の規定による登録申請書を提出した者が税理士となる資格を有せず、又は次条各号の一に該当する者であると認められたときは、第二十一条第二項の規定により登録申請書の副本の送付を受けた日から一月以内に、その事実を日本税理士会連合会に通知するものとする。

2 日本税理士会連合会は、前条第一項の規定により登録を拒否したときは、その旨を国税庁長官並びに当該申請者の住所地を管轄する市町村及び都道府県の長に通知しなければならない。（登録拒否事由）

**第二十三条** 税務署署長並びに市町村及び都道府県の長は、第二十一条第一項の規定による登録申請書を提出した者が税理士となる資格を有せず、又は次条各号の一に該当する者であると認められたときは、第二十一条第二項の規定により登録申請書の副本の送付を受けた日から一月以内に、その事実を日本税理士会連合会に通知するものとする。

2 日本税理士会連合会は、前条第一項の規定により登録を拒否したときは、その旨を国税庁長官並びに当該申請者の住所地を管轄する市町村及び都道府県の長に通知しなければならない。（登録拒否事由）

**第二十四条** 次の各号のいずれかに該当する者は、税理士の登録を受けることができない。

一 懲戒処分により、弁護士、外国法事務弁護士、公認会計士、弁理士、司法書士、行政書士若しくは社会保険労務士の業務を停止された者又は不動産の鑑定評価に関する法律第五条に規定する鑑定評価等業務（第四十三条において「鑑定評価等業務」という。）を行うことを禁止された不動産鑑定士で、現にその処分を受けているもの

二 報酬のある公職（国会又は地方公共団体の議員の職、非常勤の職その他財務省令









六十九条中「第六百四十一条第一号から第三号まで」とあるのは「税理士法第四十八条の十八第一項第一号又は第二号」と、同法第六百七十三条第三項中「第九百三十九条第一項」とあるのは「税理士法第四十八条の二十一第一項において準用する第五百八十条第一項」と読み替えるものとする。
会社法第八百二十四条、第八百二十六条、第八百六十八条规定的第一项、第八百七十一条本条第十一号に係る部分に限る)、第八百七十七条(税文、第八百七十二条(第四号に係る部分に限る)、第八百七十三条本文、第八百七十五条、第八百七十六条、第九百四条及び第九百三十七条第一項(第三号に係る部分に限る)の規定は、税理士法人の解散の命令について、同法第八百五十三条、第八百六十八条规定的第一项、第八百七十一条第一項(第一号に係る部分に限る)、第八百七十七条、第八百七十二条(第一号及び第四号に係る部分に限る)、第八百七十三条、第八百七十四条(第二号及び第三号に係る部分に限る)、第八百七十五条、第八百七十六条及び第八百七十五条から第九百六条の二までの規定はこの項において準用する同法第八百二十四条第一項の申立てがあつた場合における税理士法人の財産の保全について、それぞれ準用する。
会社法第八百二十八条第一項(第一号に係る部分に限る)及び第二項(第一号に係る部分に限る)、第八百三十四条(第二十一号に係る部分に限る)、第八百三十五条第一項、第八百三十七条第一項(第一号に係る部分に限る)、第八百四十六条及び第九百三十七条第一項(第一号に係る部分に限る)の規定は、税理士法人の解散の訴えについて準用する。
会社法第八百三十三条第二項、第八百三十四条(第二十一号に係る部分に限る)、第八百三十五条第一項、第八百三十七条、第八百三十八条、第八百四十六条及び第九百三十七条第一項(第一号に係る部分に限る)の規定は、税理士法人の解散の訴えについて準用する。
第六章 税理士会及び日本税理士会連合会 第四十九条 税理士は、国税局の管轄区域ごとに、一の税理士会を設立しなければならない。

- 副会長は、会長の定めるところにより、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠員のときはその職務を行う。

4 役員は、会則又は総会の決議によつて禁止されていないときに限り、特定の行為の代理を他人に委任することができる。

(総会)

**第四十九条の八** 税理士会は、毎年定期総会を開かなければならない。

2 税理士会は、必要と認める場合には、臨時総会を開くことができる。

3 税理士会の会則の変更、予算及び決算は、総会の決議を経なければならない。

(総会の決議等の報告)

**第四十九条の九** 税理士会は、総会の決議並びに役員の就任及び退任を財務大臣に報告しなければならない。

(紛議の調停)

**第四十九条の十** 税理士会は、会員の業務に関する紛議について、会員又は当事者その他関係人の請求により調停をすることができる。

(建議等)

**第四十九条の十一** 税理士会は、税務行政その他租税又は税理士に関する制度について、権限のある官公署に建議し、又はその諮問に答申することができる。

(合併及び解散)

**第四十九条の十二** 国税局の管轄区域が変更されたためその区域内にある税理士会が合併又は解散する必要があるときは、その税理士会は、総会の決議により合併又は解散する。

2 合併後存続する税理士会又は合併により設立する税理士会は、合併により消滅する税理士会の権利義務を承継する。

3 第四十八条の十九の二の規定は、税理士会が合併をする場合について準用する。

4 税理士会が合併したときは、合併により解散した税理士会に所属した税理士は、当然、合併後存続し又は合併により設立された税理士会の会員となる。

(清算人)

**第四十九条の十二の三** 税理士会が解散したときは、破産手続開始の決定による解散の場合を除

き、会長及び副会長がその清算人となる。ただし、会則に別段の定めがあるとき、又は総会において会長及び副会長以外の者を選任したとき

(裁判所による監督)

- |   |
|---|
| き、会長及び副会長がその清算人となる。ただし、会則に別段の定めがあるとき、又は総会において会長及び副会長以外の者を選任したときは、この限りでない。   |
| 2 次に掲げる者は、清算人となることができない。  |
| 一 死刑又は無期若しくは六年以上の拘禁刑に処せられ、復権を得ない者   |
| 二 六年未満の拘禁刑に処せられ、その執行を終るまで又はその執行を受けることができなくなるまでの者  |
| (裁判所による清算人の選任)  |
| 第四十九条の十二の四 前条第一項の規定により清算人となる者がないとき、又は清算人が欠けたため損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を選任することができる。(清算人の解任)                  |
| 第四十九条の十二の五 重要な事由があるときには、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を解任することができる。  |
| 第四十九条の十二の六 清算人の職務は、次のとおりとする。  |
| 一 現務の結了   |
| (清算人の職務及び権限)  |
| 二 債権の取立て及び債務の弁済   |
| 三 残余財産の引渡し  |
| 二 清算人は、前項各号に掲げる職務を行うために必要な一切の行為をすることができる。(債権の申出の催告等)  |
| 第四十九条の十二の七 清算人は、その就職の日から二月以内に、少なくとも三回の公告をもつて、債権者に対し、一定の期間内にその債権の申出をすべき旨の催告をしなければならない。この場合において、その期間は、二月を下ることができない。                   |
| 前項の公告には、債権者がその期間内に申出をしないときは清算から除斥されるべき旨を付記しなければならない。ただし、清算人は、知っている債権者を除斥することができます。  |
| 三 清算人は、知っている債権者には、各別にその申出の催告をしなければならない。   |
| 第一項の公告は、官報に掲載してする。(期間経過後の債権の申出)   |
| （裁判所による監督）  |
| 第十九条の十二の九 税理士会の解散及び清算は、裁判所の監督に属する。  |
| 2 裁判所は、職権で、いつでも前項の監督に必要な検査をすることができます。(日本税理士会連合会)  |
| 第十九条の十三 全国税理士会は、日本税理士会連合会を設立しなければならない。  |
| 2 日本税理士会連合会は、税理士及び税理士法人の使命及び職責にかんがみ、税理士及び税理士法人の義務の遵守及び税理士業務の改善進歩に資するため、税理士会及びその会員に対する指導、連絡及び監督に関する事務を行い、並びに税理士の登録に関する事務を行ふことを目的とする。 |
| 3 日本国税理士会連合会は、法人とする。  |
| 4 税理士会は、当然、日本税理士会連合会の会員となる。   |
| (日本税理士会連合会の会則)  |
| 第十九条の十四 日本国税理士会連合会の会則には、次の事項を記載しなければならない。   |
| 一 第四十九条の二第二項第一号、第三号から第五号まで、第八号及び第十一号から第十三号までに掲げる事項  |
| 二 税理士の登録に関する規定  |
| 三 第四十九条の十六に規定する資格審査会に関する規定  |
| 四 第四十一条第一項の帳簿及びその記載に関する規定   |
| 五 税理士会の会員の研修に関する規定  |
| 六 第四十九条の二第二項第十号に規定する税理士業務の実施の基準に関する規定   |
| 2 日本国税理士会連合会の会則の変更(前項第二号に掲げる事項その他政令で定める重要な事項に係るものに限る。)は、財務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。(税理士会に関する規定の準用)                                    |
| 第十九条の十五 第四十九条の二第一項、第四十九条の四、第四十九条の五、第四十九条の七から第四十九条の九まで及び第四十九条の十一の規定は、日本税理士会連合会について準用する。(資格審査会)                                       |
| 審査会を置く。   |
| 第十九条の十六 日本国税理士会連合会に、資格  |

2 資格審査会は、日本税理士会連合会の請求により、第二十二条第一項の規定による登録若しくは登録の拒否又は第二十五条第一項の規定に

さ、会長及び副会長がその清算人となる。ただし、会則に別段の定めがあるとき、又は総会において会長及び副会長以外の者を選任したときは、この限りでない。

次に掲げる者は、清算人となることができる。  
一 死刑又は無期若しくは六年以上の拘禁刑に処せられ、復権を得ない者  
一 六年未満の拘禁刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

(裁判所による清算人の選任)  
四十九条の十二の四 前条第一項の規定により清算人となる者がないとき、又は清算人が欠けたため損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により清算人は職権で、清算人を選任することができる。

四十九条の十二の六 清算人の職務は、次のとおりとする。

一 現務の結了

一 債権の取立て及び債務の弁済  
二 残余財産の引渡し

清算人は、前項各号に掲げる職務を行うために必要な一切の行為をすることができる。

(債権の申出の催告等)  
四十九条の十二の七 清算人は、その就職の日から二月以内に、少なくとも三回の公告をもつて、債権者に対し、一定の期間内にその債権の中出をすべき旨の催告をしなければならない。この場合において、その期間は、一月を下ることができない。

前項の公告には、債権者がその期間内に申出をしないときは清算から除斥されるべき旨を付記しなければならない。ただし、清算人は、知っている債権者を除斥することができない。

清算人は、知っている債権者には、各別にその申出の催告をしなければならない。

第一項の公告は、官報に掲載してする。

期間経過後の債権の申出)  
四十九条の十二の八 前条第一項の期間の経過後に申出をした債権者は、税理士会の債務が完

- |   |  |
|---|--|
| 2 | （裁判所による監督）<br>第四十九条の十二の九 税理士会の解散及び清算は、裁判所の監督に属する。  |
| 2 | 裁判所は、職権で、いつでも前項の監督に必要な検査をることができる。（日本税理士会連合会）   |
| 2 | 日本税理士会連合会は、日本税理士会連合会を設立しなければならない。  |
| 2 | 日本税理士会連合会は、税理士及び税理士法人の使命及び職責にかんがみ、税理士及び税理士法人の義務の遵守及び税理士業務の改善進歩に資するため、税理士会及びその会員に対する指導、連絡及び監督に関する事務を行い、並びに税理士の登録に関する事務を行うことを目的とする。  |
| 3 | 日本税理士会連合会は、法人とする。  |
| 4 | 税理士会は、当然、日本税理士会連合会の会員となる。（日本税理士会連合会の会則）  |
| 4 | 第四十九条の十四 日本税理士会連合会の会則には、次の事項を記載しなければならない。<br>一 第四十九条の二第二項第一号、第三号から第五号まで、第八号及び第十一号から第十三号までに掲げる事項<br>二 税理士の登録に関する規定<br>三 第四十九条の十六に規定する資格審査会に関する規定<br>四 第四十一条第一項の帳簿及びその記載に関する規定<br>五 税理士会の会員の研修に関する規定<br>六 第四十九条の二第二項第十号に規定する税理士業務の実施の基準に関する規定<br>7 日本税理士会連合会の会則の変更（前項第二号に掲げる事項その他政令で定める重要な事項に係るものに限る。）は、財務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。（税理士会に関する規定の準用） |
| 2 | 第四十九条の十五 第四十九条の二第一項、第四十九条の四、第四十九条の五、第四十九条の七から第四十九条の九まで及び第四十九条の十一の規定は、日本税理士会連合会について準用する。（資格審査会）   |
| 3 | 資格審査会は、日本税理士会連合会の請求により、第二十二条第一項の規定による登録若しくは登録の拒否又は第二十五条第一項の規定による登録の取消しについて審議を行うものとする。  |
| 4 | これに充てる。<br>委員は、会長が、財務大臣の承認を受けて、税理士、国税又は地方税の行政事務に従事する職員及び学識経験者のうちから委嘱する。  |
| 5 | 会長は、日本税理士会連合会の会長をもつて任期間とする。<br>前各項に規定するもののほか、資格審査会の組織及び運営に関する必要な事項は、政令で定める。  |
| 6 | 委員の任期は、二年とする。ただし、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。<br>（総会の決議の取消し）  |
| 7 | 第六十一条第一項の規定による報告書を、事務所に備えて置き、財務省令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。（一般的の監督）  |
| 2 | 第四十九条の十九 財務大臣は、税理士会又は日本税理士会連合会の適正な運営を確保するため必要があるときは、これらの団体から報告を徵し、その行う業務について勧告し、又は当該職員をしてこれらの団体の業務の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができるものと解して、犯罪捜査のために認められたものと認めたる。  |



**第六十一条** 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、百万円以下の罰金に処する。

一 第五十三条第一項の規定に違反したとき。

二 第五十三条第二項の規定に違反したとき。

三 第五十三条第三項の規定に違反したとき。

**第六十二条** 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第四十八条の十九の二第六項（第四十九条の十二第三項において準用する場合を含む。）において準用する会社法第九百五十五条第一項の規定に違反して、同項に規定する調査記録簿等に同項に規定する電子公報調査に関し法務省令で定めるものを記載せず、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をし、又は当該調査記録簿等を保存しなかつたとき。

二 第四十九条の十九第一項又は第五十五条第一項から第三項までの規定による報告、質問又は検査について、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、質問に答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

**第六十三条** 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第五十八条、第五十九条第一項第二号、第四十八条の十六において準用する第三十七条の二に係る部分に限る。)若しくは第四号、第六十条第三号、第四十八条の二十第一項に係る部分に限る。)若しくは第四号、第六十二条又は前条第一号若しくは第二号（第四十九条の十九第一項並びに第五十五条第一項（税理士法人に係る部分に限る。）及び第三項に係る部分に限る。）の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、各本条の罰金刑を科する。

**第六十四条** 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の過料に処する。

一 第四十八条の十九の二第六項（第四十九条の十二第三項において準用する場合を含む。）において準用する会社法第九百五十六条第三項において準用する会社法第九百四十六条第三項の規定に違反して、報告をせず、又は虚偽の報告をした者

二 正当な理由がないのに、第四十八条の十九の二第六項において準用する会社法第九百五十六条第二項各号又は第九百五十五条第二項各号に掲げる請求を拒んだ者

**第六十五条** 次の各号のいずれかに該当する場合には、税理士法人の社員若しくは清算人又は税理士会若しくは日本税理士会連合会の役員は、三十万円以下の過料に処する。

一 第五十三条第一項の規定に違反したとき。

二 第四十八条の十九の二第六項又は第五項の規定に違反して合併をしたとき。

三 第四十八条の十九の二第六項（第四十九条の十二第三項において準用する場合を含む。）において準用する会社法第九百四十五条第一項の規定に違反して同条の調査を求めなかつたとき。

四 定款又は第四十八条の二十一第一項において準用する会社法第六百五十五条第一項の会計帳簿若しくは第四十八条の二十一第一項において準用する同法第六百十七条第一項若しくは第二項の貸借対照表に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、又は虚偽の記載若しくは記録をしたとき。

五 第四十八条の二十一第二項において準用する会社法第六百五十六条第一項の規定に違反して破産手続開始の申立てを怠つたとき。

六 第四十八条の二十一第二項において準用する会社法第六百六十四条の規定に違反して財産を分配したとき。

七 第四十八条の二十一第二項において準用する会社法第六百七十七条第二項又は第五項の規定に違反して財産を処分したとき。

**附 則**

抄

1 この法律は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。

2 税務代理士法は、廃止する。

3 2 税務代理士法の廃止前にした行為に対する罰則の適用については、なお從前の例による。

4 左に掲げる者（弁護士及び公認会計士である者を除く。）は、第三条の規定にかかるわらず、税理士となる資格を有するものとする。但し、これらのは、第二十二条第一項の規定にかかるわらず、政令で定める三十時間以上の税務代理士の講習又は研修を経た後でなければ税理士の登録を受けることができない。

5 この法律施行の際現に旧税務代理士法の規定による税務代理士の許可を受けている者の許可を受けた者は、日本税理士会連合会の役員は、三十万円以下の過料に処する。

6 この法律施行の際現に旧税務代理士法の規定による税務代理士の許可を受けている者は、日本税理士会連合会の役員は、三十万円以下の過料に処する。

7 第二項の規定による税務代理士の許可を受けた者は、日本税理士会連合会の役員は、三十万円以下の過料に処する。

8 昭和二十六年六月三十日以前に実施された公認会計士第三次試験又は特別公認会計士試験に合格した公認会計士は、第二十二条第一項の規定にかかるわらず、政令で定める三十時間以上の税務代理士の講習又は研修を経た後でなければ税理士の登録を受けることができる。

9 左に掲げる者については、この法律施行の日から起算して三月間（その期間内に第二十二条第一項の規定による登録の申請をした場合は、当該申請に基き税理士の登録を受けた日又は当該申請の却下の処分が確定した日までの期間）は、この法律施行の日において税理士となつたものとみなして、この法律の規定（税理士の登録及び税理士証票に関する規定を除く。）を適用する。この場合において、これらの者がこの法律施行の際現に税理士業務を行うための事務所を二以上設けているときは、この法律施行の日においてその設置について第四十条第二項但書の規定による国税庁長官の許可を受けたものとみなす。

10 この法律施行の際現に税務代理業を行つている弁護士

11 この法律施行の際現に税務代理業を行つている会計士

12 旧税務代理士法に基く税務代理士の許可を受けている者は、日本税理士会連合会の役員は、三十万円以下の過料に処する。

13 前項の法人（以下「旧税務代理士会」という。）の組織及び運営に関しては、旧税務代理士法及び旧税務代理士法施行規則（昭和十七年大蔵省令第十三号）の規定（国税庁長官及び国税局長の監督に関する規定を除く。）の例によるとする。但し、旧税務代理士会の会員は、同会を退会することができるものとし、税理士は、新たに同会の会員となることができるものとする。

14 旧税務代理士会の会員が同会を退会した場合のその退会した者に対する財産の分与については、この法律施行の際現に同会の会員である者の三分の二以上の多数をもつてする決議により定めることによる。

15 旧税務代理士会は、第五十三条第二項の規定にかかるわらず、税理士会又はこれに類似する名稱を用いることができる。

16 旧税務代理士会は、法人税法の規定の適用については、同法第五条第一項に規定する法人とみなす。

17 旧税務代理士会は、その組織を変更して税理士会となることができる。

18 旧税務代理士会は、前項の規定によりその組織を変更して税理士会となるには、この法律施行の日から起算して三月以内に、会員の三分の二以上の多数をもつてする決議により定款を作成し、大蔵省令で定める手続により、その定款について、大蔵大臣の認可を申請しなければならない。

19 大蔵大臣は、前項の規定による申請に基きその認可をしたとき、又はその認可をしなかつたときは、その旨を申請者に通知する。

20 第十七項の規定による組織変更は、第十八項の規定による大蔵大臣の認可に因つてその効力を生じた場合においては、第十八項の規定による大蔵大臣の認可をもつて税理士会の設立の許可とみなして民法第三十四条の規定による法人の設立の登記に関する同法及び非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）の規定を適用する。

21 第十七項の規定による組織変更がその効力を生じた場合においては、第十八項の規定による大蔵大臣の認可をもつて税理士会の設立の許可とみなして民法第三十四条の規定による法人の設立の登記に関する同法及び非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）の規定を適用する。

22 旧税務代理士会は、第十八項に規定する期間内に定款の認可の申請をしなかつた場合又は当該認可の申請をしたがその認可を受けることができなかつた場合においては、当該期間の満了の日又はその認可をしない旨の通知を受けた日において解散する。

前項の規定により旧税務代理士会が解散したときは、会長がその清算人となる。但し、会長が欠員のとき、又は会長に事故があるときは、副会長がその清算人となる。

前項の規定により清算人となる者がないときは、又は清算人が欠けたとき、若しくは清算人が事故が生じたときは、総会が選任した者が清算人となる。

旧税務代理士会の残余財産の処分については、会員の三分の一以上の多数をもつてする決議によつて定めるところによる。

旧税務代理士会の清算は、国税庁長官が監督する。

民法第七十三条、第七十八条から第八十条まで、第八十三条及び第八十四条第六号（同法第七十九条の公告に関する部分に限る。）の規定（法人の清算）は、旧税務代理士会の清算に準用する。

当分の間、第四条第五号中「地方税法」とあらわるのは、「地方税法又は旧地方税法（昭和二十三年法律第二百十号）（地方税法附則第三項において旧地方税法の規定の例によるものとされた場合を含む。）」と読み替えるものとする。

昭和五十六年四月一日から昭和六十一年三月三十日までの間、第六条の規定による税理士試験のほか、特別な税理士試験を行う。

次の各号の一に該当する者は、前項の規定による税理士試験を受けることができる。

一、官公署における国税又は地方税に関する事務にもつばら従事した期間が通算して二十年以上で政令で定める事務の区分に応じ政令で定める年数以上になる者

二、計理士又は会計士補の業務に従事した期間が通算して十年以上になる者が、

第三十項の規定による税理士試験の合格者を審査会が、政令で定めるところにより、租税又は会計に関する実務について行う。

第三十項の規定による税理士試験の合格者を定める場合には、政令で定めるところにより、当該試験の成績によるほか、受験者の第三十一項各号に規定する事務又は業務に従事した年数を参照して定めることができる。

第三十項の規定による税理士試験は、第三条第一項及び第四十八条の五の規定の適用については、第六条の規定による税理士試験とみなす。

第九条の規定は、第三十項の規定による税理士試験について準用する。

前五項に定めるもののほか、第三十項の規定による税理士試験の実施に關する必要な事項は、  
大蔵省令で定める。

附 則（昭和二七年六月二八日法律第一一  
抄）

この法律は、公布の日から施行し、入場税、遊興飲食税及び電気ガス税に関する改正規定は昭和二十八年四月一日までの間において政令で定める日（特別徵収に係る電気ガス税に関する部分については、同日以後において収納すべき料金に係る分）から、市町村民税に関する改正規定中法人税割に関する部分については昭和二十七年七月一日から、その他の改正規定は昭和二十七年度分の地方税から適用する。この場合において、年税又は期税である広告税及び接客人税であつては、昭和二十七年六月まで月割をもつて課するものとする。

附 則（昭和二七年七月三一日法律第一一  
抄）

この法律は、自治府設置法（昭和二十七年法律第二百六十一号）施行の日から施行する。

附 則（昭和二八年八月一日法律第一一六  
抄）

この法律は、昭和二十八年八月一日から施行する。

11 昭和二十七年分以前の富裕税については、改正前の所得税法第十条第三項、改正前の相続税法第十四条第二項、改正前の租税特別措置法第八条、改正前の災害被害者に対する租税の減免、徵収猶予等に関する法律第七条から第十一条まで、改正前の日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律第六条及び改正前の税理士法第三十五条の規定は、この法律施行後も、なお、その効力を有する。

附 則（昭和二八年八月一日法律第一一六  
抄）

（施行期日）抄

1 この法律は、昭和二十八年八月一日から施行する。

附 則（昭和三〇年八月一〇日法律第一五  
号）抄

（施行期日）抄

この法律は、公布の日から施行する。

附 則（昭和三一年六月三〇日法律第一五号）抄

この法律は、公布の日から施行する。ただし、第五十二条の二及び第五十二条の改正規定によれば、公布の日から起算して四月を経過した日から施行し、第四十二条の改正規定は、国税又は地方税に関する行政事務に従事していた國又は地方公共団体の公務員でこの法律の施行後に離職したものについて、適用する。

税理士は、この法律の施行の日から起算して四月以内に、改正後の税理士法（以下「新法」という。）第四十九条第一項の規定による税理士会（以下「新税理士会」という。）を設立しなければならない。

この法律の施行の際現に存する改正前の税理士法（以下「旧法」という。）第四十九条第一項の規定により設立された税理士会（以下「旧税理士会」という。）は、この法律の施行の日から当該旧税理士会の主たる事務所の所在地を管轄する国税局の管轄区域内において附則第三項の規定により新税理士会が設立された日後六十日を経過する日までの間（同一の国税局の管轄区域内に存する二個以上の旧税理士会については、この法律の施行の日から六月間）は、新法第五十三条第二項の規定にかかわらず、なお従前の名称を用いることができる。

新税理士会又は日本税理士会連合会が旧税理士会又は税理士会連合会から不動産を取得する場合における当該不動産の所有権の取得の登記については、政令で定めるところにより、登録免許税を免除する。

都道府県は、新税理士会又は日本税理士会連合会が旧税理士会又は税理士会連合会から不動産を取得する場合における当該不動産の取得の登記については、不動産取得税を課すことができない。

この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（昭和三五年六月三〇日法律第一一三号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、昭和三十五年七月一日から施行する。

附 則（昭和三六年六月一五日法律第一三七号）抄

（施行期日）

この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

第六条の規定による税理士登録記入欄	この法律は、昭和三十六年法律第二百四十四号の施行の日から施行する。
第五条の規定による税理士登録記入欄	（税理士法の一部改正に伴う経過措置）
第六条の規定による税理士登録記入欄	（施行期日）
第七条の規定による税理士登録記入欄	第一条 この法律は、昭和三十七年四月一日から施行する。
第八条の規定による税理士登録記入欄	附 則（昭和三七年四月二日法律第六七号抄）
第九条の規定による税理士登録記入欄	（五五号）抄
第十条の規定による税理士登録記入欄	四 附 則（昭和三六年六月一七日法律第一号抄）
第十一条の規定による税理士登録記入欄	（施行期日）
第十二条の規定による税理士登録記入欄	この法律は、学校教育法の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第二百四十四号）の施行の日から施行する。
第十三条の規定による税理士登録記入欄	（税理士法の一部改正に伴う経過措置）



7	士試験の受験資格については、なお従前の例による。
8	昭和五十六年四月一日前に計理士の業務に従事した期間を有する者及び富裕税の賦課に関する事務に従事した期間を有する者に係る税理士試験における一部の科目的試験の免除については、なお従前の例による。
9	新法第二十二条第一項の規定は、施行日以後にされる登録の申請について適用し、施行日前にされた登録の申請については、なお従前の例による。
10	新法第二十二条第一項の規定は、新法第二十二条第一項に規定する登録申請書を受理した場合について適用し、旧法第二十二条第一項に規定する登録申請書を受理した場合については、なお従前の例による。
11	旧法第二十一条第一項の規定により同項の登録申請書を提出した者に係る事務所の名称の登録については、施行日以後に前項の規定によりなお従前の例によることとされる旧法第二十二条第一項の規定により税理士名簿に登録を受けた場合には、その登録を受けた日ににおいて登録を受けた事項に変更を生じたものとみなして、新法第二十条の規定を適用する。
12	新法第二十四条第一号及び第四十三条の規定は、施行日以後にこれらの規定に規定する处分を受けた者について適用し、施行日前に旧法第二十四条第一号又は第四十三条に規定する处分を受けた者については、なお従前の例による。
13	新法第二十六条第一項第三号の規定は、施行日以後に税理士の登録の取消しの処分を受けた場合について適用し、施行日前に税理士の登録の取消しの処分を受けた場合については、なお従前の例による。
14	新法第二十八条第一項後段の規定は、昭和五十六年四月一日以後に懲戒処分により税理士業務を停止された場合について適用し、同日前に懲戒処分により税理士業務を停止された場合については、なお従前の例による。
15	施行日前に旧法第三十条の規定により税務官公署に提出された書面は、新法第三十条の規定により提出された書面とみなして、新法の規定を適用する。

16 適用する。

施行日前に旧法第四十条第二項ただし書の規定による許可を受けた税理士の当該許可に係る税理士業務を行うための事務所については、新法第四十条第三項の規定は、適用しない。

17 国税庁長官は、前項に規定する税理士業務を行ふための事務所について、これを設ける特段の必要がないと認めたときは、その閉鎖を求めることができる。

18 新法第四十一条第一項の規定は、施行日以後の同項に規定する帳簿の記載について適用する。ただし、施行日から起算して三月を経過するまでの間は、旧法第四十一条第一項の定めるところにより記載することができる。

19 新法第四十五条、第四十六条、第四十七条第四項から第六項まで及び第四十八条の規定は、昭和五十六年四月一日以後に新法第四十五条又は第四十六条の規定による懲戒処分をする場合について適用し、同日前に旧法第四十五条第一項若しくは第二項又は第四十六条第一項の規定による懲戒処分をする場合については、なお従前の例による。

20 新法第四十九条の六第一項の規定は、施行日以後に新法第二十二条第一項の規定又は附則第九項の規定によりなお従前の例によることとされる旧法第二十二条第一項の規定により登録を受けた者について適用する。

21 税理士で施行日の前日においてその者の税理士事務所の所在地を含む区域に設立されている税理士会の会員であったものは、施行日において新法第四十九条の六第一項の規定により同項の税理士会の会員となるものとする。

22 税理士で施行日においてその者の税理士事務所の所在地を含む区域に設立されている税理士会の会員でないものは、施行日から起算して六月を経過する日までに当該税理士会に入会届を提出して当該税理士会の会員となることができるものとし、当該六月を経過する日までに当該税理士会の会員とならなかつたとき(附則第十六項に規定する事務所を有する税理士が当該事務所の所在地を含む区域に設立されている税理士会の会員とならなかつたときを除く。)は、その翌日において新法第一十六条第一項第一号に該当することとなつたものとみなして、同項の規定を適用する。

税理士で施行日においてその者の税理士事務所の所在地を含む区域に設立されている税理士

会の会員でないものが施行日前に旧法第五十一條第一項又は第五十二条の二の規定による通知をした弁護士たる税理士又は公認会計士たる税理士である場合における前項の規定の適用については、同項中「六月」とあるのは、「三年」と読み替えるものとする。

前項に規定する公認会計士たる税理士（同項の規定により読み替えて適用される附則第二十二項の規定により税理士会の会員となつた者を除く。）が行おうとする税理士業務については、施行日から起算して三年を経過する日までの間は、旧法第五十二条の二の規定は、なおその効力を有する。この場合においては、新法第五十二条の規定中「税理士でない者は、この法律」とあるのは、「税理士会に入会している税理士でない者は、この法律及び税理士法の一部を改正する法律（昭和五十五年法律第二十六号）」とする。

税理士でない者で施行日において税理士事務所又はこれに類似する名称を用いているものについては、施行日から起算して三月を経過する日までの間は、新法第五十三条第一項の規定は、適用しない。

施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

新法第六十一条第三号の規定は、昭和五十六年四月一日以後に受けた新法第四十五条又は第四十六条の規定による处分に係る同号に該当する行為について適用し、同日前に受けた旧法第四十五条第一項若しくは第二項又は第四十六条第一項の規定による处分に係る旧法第六十一条第四号に該当する行為（施行日前にしたものを除く。）については、なお従前の例による。

前項の規定による改正前の税理士法の一部を改正する法律附則第三項後段の規定により設立された同法附則第四項に規定する新税理士会で施行日において現に存するものは、財務省令で定める区域を新法第四十九条第一項の管轄区域として同項の規定により設立されたものとみなして、新法並びに附則第二十一項及び第二十二条の規定を適用する。

（税理士法の一部改正に伴う経過措置）

**第二十七条** 前条の規定による改正後の税理士法第四条第九号の規定の適用については、旧法の規定による免許の取消しの処分は、社会保険労務士の失格処分の処分とみなす。

**附 則**（昭和五八年一二月二日法律第七十一条 八号）

この法律（第一条を除く。）は、昭和五十九年七月一日から施行する。

二 この法律の施行の日の前日において法律の規定により置かれている機関等で、この法律の施行の日以後は国家行政組織法又はこの法律による改正後の関係法律の規定に基づく政令（以下「関係政令」という。）の規定により置かれることとなるものに關し必要となる経過措置その他この法律の施行に伴う関係政令の制定又は改廃に關し必要となる経過措置は、政令で定めることができる。

**附 則**（昭和六〇年六月二八日法律第六十六条 六号）抄

（施行期日）

**第六条** この法律は、公布の日から起算して六月を超えて一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（税理士法の一部改正に伴う経過措置）

**第六条** 前条の規定による改正後の税理士法第四条第九号の規定の適用については、旧司法書士法第十二条第三号の規定による登録の取消しの処分は、新司法書士法第十二条第三号の規定による業務の禁止の処分とみなす。

**附 則**（昭和六一年五月二三日法律第六十六条 六号）抄

（施行期日等）

**第一条** この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

**附 則**（昭和六三年一二月三〇日法律第六十六条 八号）抄

（施行期日等）

一 この法律は、公布の日から施行し、平成元年四月一日以後に国内において事業者が行う資産の譲渡等及び同日以後に国内において事業者が行う課税仕入れ並びに同日以後に保税地域から引き取られる外貨貨物に係る消費税について適用する。

2 前項の規定にかかわらず、この法律のうち次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日か

ら施行

二一 略  
附則第二十条、第二十一条、第二十二条第

三項、第二十三条第三項及び第四項、第二十四条第三項、第二十五条第二項から第四項ま

で、第二十七条から第二十九条まで、第三十一条から第四十五条まで、第四十六条（関税

法第二十四条第三項第一号の改正規定に限る。）、附則第四十八条から第五十一条まで、

第五十二条（輸入品に対する内国消費税の徵収等に関する法律第十四条を削る改正規定を

除く。）並びに附則第五十三条から第六十七条までの規定 平成元年四月一日

(税理士法の一部改正に伴う経過措置)  
第三十八条 附則第二十一条第二項の規定により

第三十八條 附則第二十一項第二項の規定によれば、前項の例によることとされる通行税については、前条の規定による改正前の税理士法第二

条第一項（税理士の業務）の規定は、前条の規定の施行後、なおその効力を有する。

定の施行後もなおその效力を有する。

士法第七条第一項（試験科目の一部の免除）は規定する基準以上の成績を得た者で同項に規定

する申請を行うものに対する前条の規定による改正後の同法第六条第一号（試験の目的及び試

「又は酒税法」とあるのは、「酒税法又は物品  
験科目」の規定の適用については、同号二中

「税法」とする。  
適用日において物品税の賦課又は物品税に關

する法律の立案に関する事務に従事した期間を有する者に対する前条の規定による改正後の税

理士法第八条第一項第四号（試験科目の一部の免除）の規定の適用については、同号中「若し

「酒税」とあるのは「酒税若しくは物品税」と、「期間」とあるのは「期間（物品税に

関する当該事務に従事した期間については、平成元年三月三十一日までの期間に限る。)」とす。

附則（昭和六三年一二月三〇日法律第

(施行期日) 一〇号 抄

**第一条** この法律は、昭和六十四年四月一日から施行する。

**第二十四条** 附則第七条第二項及び第八条第二項の規定によりなお從前の例によることとされる

<p><b>附 則</b> (平成三年五月一五日法律第七三号) 抄            (施行期日)</p> <p><b>第一条</b> この法律は、平成三年十月一日から施行する。</p> <p><b>附 則</b> (平成五年一月一二日法律第八九号) 抄            (施行期日)</p> <p><b>第一条</b> この法律は、行政手続法(平成五年法律第八十八号)の施行の日から施行する。</p> <p>(諮詢等がされた不利益処分に関する経過措置)</p> <p><b>第二条</b> この法律の施行前に法令に基づき審議会その他の合議制の機関に対し行政手続法第十三条に規定する聴聞又は弁明の機会の付与の手続その他の意見陳述のための手続に相当する手続を執るべきことの諮詢その他の求めがされた場合においては、当該諮詢その他の求めに係る不利益処分の手続に関しては、この法律による改正後の関係法律の規定にかかるらず、なお従前の例による。</p> <p>(罰則に関する経過措置)</p> <p><b>第十三条</b> この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。(聴聞に関する規定の整理に伴う経過措置)</p> <p><b>第十四条</b> この法律の施行前に法律の規定により行われた聴聞、聴問若しくは聴聞会(不利益処分に係るものを除く)又はこれらのための手続は、この法律による改正後の関係法律の相当規定により行われたものとみなす。</p> <p>(政令への委任)</p> <p><b>第十五条</b> 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関する必要な経過措置は、政令で定める。</p> <p><b>附 則</b> (平成七年五月一二日法律第九一号) 抄            (施行期日)</p> <p><b>第一条</b> この法律は、公布の日から起算して二十九日を経過した日から施行する。</p> <p><b>附 則</b> (平成九年三月二八日法律第九一)</p>
--

（税理士法の一部改正に伴う経過措置）

**第二十八条** 附則第七条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる特別地方消費税については、前条の規定による改正前の税理士法第五十一条の二の規定は、前条の規定の施行後も、なおその効力を有する。

**附 則（平成一一年七月一六日法律第八七号抄）**

（施行期日）

**第一条** この法律は、平成十二年四月一日から施行する。  
（検討）

**第二百五十条** 新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようにするとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。

**第二百五十二条** 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

**附 則（平成一一年七月一六日法律第一〇二号抄）**

（施行期日）

**第一条** この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条及び第十三条の規定、公布の日（委員等の任期に関する経過措置）

**第二十八条** この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者はを除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十七まで 略  
十八 税理士審査会  
(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 (平成一一年一二月八日法律第二百四十九号)抄

(施行期日)抄

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。  
(経過措置)

第三条 民法の一部を改正する法律(平成十一年法律第二百四十九号)附則第三条第三項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者及びその保佐人に関するこの法律による改正規定の適用については、次に掲げる改正規定を除き、なお従前の例による。  
一から二十五まで 略

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成一一年一二月二二日法律第二百五〇号)抄

(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定まる日から施行する。

一 第九百九十五条(核原料物質、核燃料及び原子炉の規制に関する法律の一部を改する法律附則の改正規定に係る部分に限る)、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項、第千三百一十六条第二項及び第千三百四十四条の規定

附 則 (平成一二年四月一六日法律第二百五十九号)抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十三年一月六日から施行する。  
(税理士法の一部改正に伴う経過措置)

第十九条 旧法第十七条の規定により業務の禁小の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者は、前条の規定による改正後の税理士法の規定にかかるわらず、税理士となる資格を有しない。





6 新税理士法第四十六条の規定は、税理士の平成二十七年四月一日以後にした同条の虚偽の記載又は新税理士法若しくは地方税に関する法令の規定に違反する行為について適用し、税理士の同日前にした旧税理士法第四十六条の虚偽の記載又は旧税理士法若しくは地方税若しくは地方税に関する法令の規定に違反する行為については、なお従前の例による。

7 新税理士法第四十八条の二十第一項の規定は、税理士法人の平成二十七年四月一日以後にした新税理士法若しくは新税理士法に基づく命令に違反する行為又は著しく不当な運営について適用し、税理士法人の同日前にした旧税理士法若しくは旧税理士法に基づく命令に違反する行為又は著しく不当な運営については、なお従前の例による。

(罰則の適用に関する経過措置)

8 第百六十四条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によって同じ。

9 第百六十五条 この附則に規定するものほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(経過措置の原則)

10 第五条 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであつてこの法律の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの法律の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、この附則に特別の定めがある場合を除き、なお従前の例による。

(訴訟に関する経過措置)

11 第六条 この法律による改正前の法律の規定により不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ訴えを提起できないこととされる事項であつて、当該不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起

すべき期間を経過したもの(当該不服申立てが他の不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ提起できないとされる場合にあっては、当該他の不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したものとすむ。)の訴えの提起については、なお従前の例による。

12 この法律の規定による改正前の法律の規定(前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。)により異議申立てが提起された処分その他の行為であつて、この法律の規定による改正後の法律の規定により審査請求に対する裁決を経た後でなければ取消しの訴えを提起することができないこととされるものの取消しの訴えの提起については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

13 不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為の取消しの訴えであつて、この法律の施行前に提起されたものについては、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

14 第九条 この法律の施行前にした行為並びに附則第五条及び前二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

15 第十条 附則第五条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(施行期日)

16 第九号 抄 附則 (平成二六年六月一三日法律第六百六十五条抄) (施行期日)

17 第一百六十五条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、政令への委任

18 第百六十六条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

19 第一百六十七条 附則 (平成二七年三月三一日法律第九号抄) (施行期日)

20 第一条 この法律は、会社法の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

(経過措置の原則)

21 第五条 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであつてこの法律の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの法律の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、この附則に特別の定めがある場合を除き、なお従前の例による。

(訴訟に関する経過措置)

22 第六条 この法律による改正前の法律の規定により不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ訴えを提起できないこととされる事項であつて、当該不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起

すべき期間を経過したもの(当該不服申立てが他の不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ提起できないとされる場合にあっては、当該他の不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したものとすむ。)の訴えの提起については、なお従前の例による。

23 第百六十七条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、政令への委任

(罰則に関する経過措置)

24 第百六十八条 この法律は、平成二十七年七月一日から本まで略

25 第一百六十八条 へ 第九条中税理士法第三十四条に一項を加える改正規定及び附則第一百条の規定

(税理士法の一部改正に伴う経過措置)

26 第一百六十九条 第九条の規定による改正後の税理士法第三十四条の規定は、前条の規定による改正前の税理士法第五十一条の二の規定は、前条(税理士法第五十一条の二の改正規定に限る。)の規定の施行後も、なおその効力を有する。

(施行期日)

27 第八六号 抄 附則 (平成二八年一一月二八日法律第八六号抄) (施行期日)

28 第一百六十九条 この法律は、公布の日から施行する。



**第七条** 政府は、会社法（平成十七年法律第八十号）及び一般社団法人及び一般財團法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）における法人の役員の資格を成年被後見人又は被保佐人であることを理由に制限する旨の規定について、この法律の公布後一年以内を目途として検討を加え、その結果に基づき、当該規定の削除その他の必要な法制上の措置を講ずるものとする。

**第二条** この法律（前条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条及び次条において同じ。）の施行の日前に、この法律による改正前の法律又はこれに基づく命令の規定（欠格条項その他の権利の制限に係る措置を定めるものに限る。）に基づき行われた行政府の处分その他の行為及び当該規定により生じた失職の効力については、なお従前の例による。

**第三条** この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。  
(検討)

### (行政庁の行為等に関する経過措置)

を除く。)、第四十二条から第四十八条まで、第五十条、第五十四条、第五十七条、第六十条、第六十二条、第六十六条から第六十九条まで、第七十五条(児童福祉法第三十四条の二十の改正規定を除く。)、第七十六条、第七十七条、第七十九条、第八十条、第八十二条、第八十四条、第八十七条、第八十八条、第九十条(職業能力開発促進法第三十条の十九第二項第一号の改正規定を除く。)、第九十五条、第九十六条、第九十八条から第一百条まで、第一百四条、第一百八条、第一百九条、第一百十条、第一百十三条、第一百十五条、第一百六十二条、第一百十九条、第一百二十一条、第一百二十三条、第一百三十三条、第一百三十五条、第一百三十八条、第一百三十九条、第一百六十一条から第一百六十三条まで、第一百六十六条、第一百六十九条、第一百七十条、第一百七十二条(フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第二十九条第一項第一号の改正規定に限る。)並びに第一百七十三条並びに附則第十六条、第十七条、第二十条、第二十一条及び第二十三条から第二十九条までの規定 公布の日から起算して六月を経過した日

**第一条** この法律は、平成三十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一及び二 略  
三 第二条、第四条（前号に掲げる改正規定を除く。）及び第五条並びに附則第五条から第八条までの規定

附 則（令和元年一二月一一日法律第七  
号）少

この法律は、会社法改正法の施行の日から施

各号に定める日から施行する。

「第六十九条の改正規定（「第六十八条第二項」  
「第八十六条第一項」に改める部分に限る。）

第二十一条中民間資金等の活用による公共施設の整備等の促進に関する法律第五十六条第一項第一号の文三見三、第四二条

及び附則第四条の改正規定 第四十一條中  
険業法附則第一条の二の十四第一項の改正規

第四十一条に係る改正規定、第五十一  
條附則第十六条第一項の改正規定、第五十一

法第二十七条の改正規定、第七十八条及び第十九条の規定、第八十九条中農林中央金庫及

特定農水産業協同組合等による信用事業の再及び強化に関する法律附則第二十六条第一項

の規定並びに第百二十四条及び第一百一十五  
の規定 公布の日

第一条 中外國法人の登記及び夫婦財産契約の  
登記に関する法律第四条の改正規定（並びに

「古三十二条」を「第一百三十二条から第百三十七条まで並びに第一百三十九条」に改める部分

限る。）、第三条から第五条までの規定、第六十商業登記法第七条の二、第十一条の二、第

五条、第十七条及び第十八条の改正規定、同第四十八条の前の見出しを削る改正規定、同

二項及び第三項の改正規定、同条第四項の改定（「二項」の修正地に付ける）に則る部分

第九十一条第一項の改正規定、同条第二項並

改正規定（「本店の所在地における」を削る  
方に限る。）並びに同法第九十五条、第一百十

未、第一百八十八条及び第一百三十八条の改正規第九条中社債、株式等の振替に関する法律

九十九条において準用する商業登記法第一百四十五条「読み替える」と改める部分を除く)、同法第一百条の四、第一百一条の二十第一項、第一百二条第一項及び第二百二条の十の改正規定、同法第二百二条の十一の改正規定(「第十七条から」の下に「第十九条の三まで、第二十二条から」を加え、「第十五号及び第十六号」を「第十四号及び第十五号」に改める部分、「及び第二十二条第三項」を削る部分及び「読み替える」を「同法第四十六条の二中「商業登記法」とあるのは「金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二百二条の十一において準用する商業登記法第一百四十五条」と改められる)並びに同法とあるのは「金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二百二条の十一において準用する商業登記法」と、「商業登記法第一百四十五条」とあるのは「金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二百二条の十一において準用する商業登記法(登記申請の方式、申請書の添付書面、申請書に添付すべき電磁的記録、添付書面の特例)、第二十二条から」に、「第十五号及び第十六号」を「第十四号」に改める部分を除く)、第三十二条中投資信託及び投資法人に関する法律第九十四条第一項の改正規定(「三百五十五条第一項本文及び第四項」の下に「から第六項まで」を加える部分を除く)、同法第一百六十四条第四項の改正規定、同法第一百六十六条第二項第八号の次に一号を加える改正規定(同法第一百七十七条の下に「同法第一百四十六条の二中「商業登記法」とあるのは「投資信託及び投資法人に関する法律第一百七十七条において準用する商業登記法第一百四十五条」とを加える部分を除く)及び同法第二百四十九条第十九号の次に一号を加える改正規定、同法第一百四十六条第七号中「若しくは第三十条第二項若しくは」とあるのは「若しくは」とを加える部分を除く)、同法第二百七十七条において準用する商業登記法(「百四十九条第十九号の次に一号を加える改正規定、同法第一百四十六条の目次の改正規定(「第四十八条の八」を「第四十八条の十三」に改める部分に限る)、同法第四十六条第一項の

改正規定、同法第四章第七節中第四十八条の八の次に五条を加える改正規定、同法第六十五条第二項、第七十四条から第七十六条まで及び第七十七条第四項の改正規定、同法第八十五条の改正規定（前号に掲げる部分を除く。）、同法第八十七条の四第四項の改正規定並びに同法第九十一条第一項第十二号の次に一号を加える改正規定、第三十六条中労働金庫法第七十八条から第八十条まで及び第八十一条第四項の改正規定並びに同法第八十九条の改正規定（前号に掲げる部分を除く。）、第三十八条中金融機関の合併規定、第四十一条中保険業法第四十一条第一項の改正規定、第四十条の規定（同条中協同組織金融機関の優先出資に関する法律第十四条第二項及び第二十二条第五項第三号の改正規定を除く。）及び転換に関する法律第六十四条第一項の改正規定、同法第四十九条第一項の改正規定（規定中）を「規定（同法第二百九十八条（第一項第三号及び第四号を除く。）、三百十一条第四項並びに第五項第一号及び第二号、三百二十四条、三百十八条第四項、第三百二十五条の二並びに三百一十五条の五第二項を除く。）中「株主」とあるのは「総代」と、これらの規定（同法第二百九十九条第一項及び第三百二十一条の三第一項第五号を除く。）中「各号を除く。」及び第四項、第三百十一条第四項（第三百十二条第五項、第三百十四条並びに第三百十八条第四項を除く。）中「株主」とあるのは「総代」と、次項本文及び次項第一項（各号を除く。）及び第四項中「第三号及び第四号を除く。」及び第四項中「第三号及び第四号を除く。」中「前条第四項」とあるのは「保険業法第四十五条第二項」と、「株主」とあるのは「社員又は総代」と、「次項本文及び次条から第三百二十二条まで」とあるのは「次条及び第三百一条第一項中「議決権行使書面」に」とあるのは「議決権行使書面（保険業法第四十八条の三項に規定する議決権行使書面をいう。以下同じ。）に」と、同条第四項並びに第五項第一号及び第二号並びに同法第三百十二条第五項並びに第六项第一号及び第二号」に改め、「共同」

中水産業協同組合法第四十条第七項の改正規定、同法第四十七条の五の次に一条を加える改正規定、同法第八十六条第二項の改正規定及び同法第一百三十条第一項第三十八号の次に一号を加える改正規定、第八十五条中漁船損害等補償法第七十一条から第七十三条までの改正規定及び同法第八十三条の改正規定（前号に掲げる部分を除く。）、第八十七条中森林組合法第五十条第七項の改正規定、同法第六十条の三の次に二条を加える改正規定、同法第六十条の四第三項及び第一百条第二項の改正規定並びに同法第一百十二条第一項第十二号の次に一号を加える改正規定、第八十九条中農林中央金庫及び特定農業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律第二十二条第二項の改正規定、第九十条中農林中央金庫法第四十六条の三の次に一条を加える改正規定、同法第四十七条第三項の改正規定及び同法第一百条第一項第十六号の次に一号を加える改正規定、第九十三条中中小企業等協同組合法の目次の改正規定、同法第四十八条第二節第一款及び第一款の款名を削る改正規定、同法第九十三条から第九十五条まで、第十九条第四項及び第九十七条第一項の改正規定並びに同法第一百三十条第一項の改正規定（「、第四十八条」を「、第五十一条」に、「並びに第百三十二条」を「、第百三十二条から第百三十七条まで」と削る部分に限る。）、第九十六条の規定（同条中商品先物取引法第十八条第二項の改正規定、同法第二十九条の改正規定（前号に掲げる部分に限る。）並びに同法第五十八条、第七十七条第二項及び第一百四十四条の十一第二項の改正規定を除く。）、第九十八条中輸出入取引法第十九条第一項の改正規定（「第八項」の下に「、第三十八条の六」を加える部分を除く。）、第一百条の規定（同条中中小企業団体の組織に関する法律第一百十三条规定（「、第四十八条」を「、第五十一条」に、「並びに第百三十二条」を「、第百三十二条から第百三十七条まで」と改める部分に限る。）

め、「第四十八条第二項中「会社法第九百三十一条第二項各号」とあるのは、「技術研究組合法第一百五十六条第二項各号」と、同法第五十条第一項、「」を削る部分に限る。)、第一百七条の規定(前号に掲げる改正規定を除く。)並びに第一百十一条の規定(前号に掲げる改正規定を除く。)会社法改正附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日

附 則 (令和二年三月三一日法律第五五号)抄  
(施行期日)

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。

附 則 (令和二年五月二九日法律第三三号)抄  
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (令和三年三月三一日法律第一一号)抄  
(施行期日)

第一条 この法律は、令和三年四月一日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第一百三十二条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第一百三十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和三年五月一九日法律第三六号)抄  
(施行期日)

第一条 この法律は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附 則 (令和四年三月三一日法律第四四号)抄  
(施行期日)

四 一から三まで 次に掲げる規定 略  
ハ 第十三条中税理士法第二条の改正規定  
(同条第一項第一号に係る部分を除く)、  
同法第四条の改正規定、同法第五条の改正  
規定、同法第二十四条の改正規定、同法第  
二十五条の改正規定、同法第二十六条第一  
項第四号の改正規定、同法第四十七条の二  
の次に一条を加える改正規定、同法第四十  
八条を同法第四十七条の四とし、同法第五  
章中同条の次に一条を加える改正規定、同  
法第四十八条の二十第二項の改正規定、同  
法第四十九条の二第二項の改正規定、同法  
第四十九条の十四第一項の改正規定、同法  
第五十一条第二項の改正規定、同条第四項  
の改正規定(第三十九条)を「第二条の  
三及び第三十九条」に改める部分を除く。  
、同法第五十五条の改正規定、同法第五  
六条の改正規定、同法第五十七条第一項の  
改正規定、同法第五十八条の改正規定、同  
法第五十九条第一項の改正規定、同法第六  
十条の改正規定、同法第六十一条の改正規  
定、同法第六十二条の改正規定及び同法第  
六十三条の改正規定並びに附則第七十条第  
二項及び第三項、第八十六条(地方自治法  
(昭和二十二年法律第六十七号)別表第一  
の改正規定を除く)、第八十七条から第九  
十一条まで、第九十三条、第九十四条並び  
に第九十七条の規定

(税理士法の一部改正に伴う経過措置)  
第七十条 施行日から令和五年三月三十一日までの間における第十三条の規定による改正後の税  
理士法(以下この条において「新税理士法」と  
いう)第二条の三の規定の適用については、  
同条中「いう。第四十九条の二第二項第八号に  
おいて同じ」とあるのは、「いう」とする。  
新税理士法第四十七条の三及び第四十八条の  
規定は、令和五年四月一日以後の税理士法第四  
十五条又は第四十六条に規定する行為又は事実  
について適用する。

3 新税理士法第四十八条の二十第二項において  
準用する新税理士法第四十七条の三の規定は、  
令和五年四月一日以後の税理士法第四十八条の  
二十第一項に規定する行為又は事実について  
適用する。  
(罰則に関する経過措置)

第九十八条 この法律(附則第一条各号に掲げる  
規定にあっては、当該規定。以下この条において  
の二十九条)に規定する

<p><b>第九十九条</b> この附則に規定するもののほか、この附則の規定によりなお從前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にしては、なお從前の例による。</p> <p>(政令への委任)</p>
<p><b>附 則 (令和四年六月一七日法律第六八号)抄</b></p>
<p><b>(施行期日)</b></p>
<p><b>第一条</b> この法律は、令和五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p>
<p>一 第五百九条の規定 公布の日</p>
<p><b>附 則 (令和五年三月三一日法律第三号)抄</b></p>
<p><b>(施行期日)</b></p>
<p><b>第一条</b> この法律は、令和五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p>
<p>一から三まで 略</p>
<p>四 次に掲げる規定 令和六年四月一日 イから二まで 略</p>
<p><b>ホ 第十一条の規定</b></p>
<p><b>(罰則に関する経過措置)</b></p>
<p><b>第七十八条</b> この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお從前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にしては、なお從前の例による。 (政令への委任)</p>
<p><b>第七十九条</b> この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。</p>
<p><b>附 則 (令和五年六月一四日法律第五三号)抄</b></p>
<p>この法律は、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p>
<p>一 第三十二章の規定及び第三百八十八条の相</p>
<p>定 公布の日</p>

第一 条中民事執行法第二十二条第五号の改正規定、同法第二十五条の改正規定、同法第二十六条の改正規定、同法第二十九条の改正規定（「の謄本」の下に「又は電磁的記録に記録されている事項の全部を記録した電磁的記録」を加える部分を除く。）、同法第九十一条第一項第三号の改正規定、同法第一百四十二条第一項第三号の改正規定、同法第一百八十二条第一項の改正規定、同法第一百八十三条第一項の改正規定、同法第一百八十四条の改正規定、同法第一百八十三条の改正規定、同法第一百八十九条の改正規定及び同法第一百九十三条第一項の改正規定、第十二条、第十三十三条、第三十四条、第三十六条及び第三十七条の規定、第四十二条中組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第三十九条第二項の改正規定、第四十五条の規定（民法第九十八条第二項及び第一百五十二条第四項の改正規定を除く。）、第四十七条中鉄道抵当法第四十二条の改正規定及び同法第四十三条第三項の改正規定、第四十八条及び第四章の規定、第八十八条中民事訴訟費用等に関する法律第二条の改正規定、第九十一条の規定、第一百五十五条中配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第十二条第三項の改正規定、第一百八十二条の規定並びに第三百八十七条の規定、公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日